

平成25年3月号

e~ろうむ.net  
(いい労働)

## 「改正高年法」施行目前！ 定昇など賃金制度の動向

### ◆活発化する賃金をめぐる動き

平成25年の春闘がスタートし、ローソンが2013年度から20代後半～40代の社員の年収を平均3%（平均約15万円）引き上げることを発表したり、先頃行われた政府と経済3団体トップとの会談で、安倍首相から、デフレ脱却に向けて業績が改善した企業から賃金を引き上げるよう要請が出たり、賃金をめぐる動きが活発化しています。

### ◆約4割の企業では定期昇給を導入していない

公益財団法人日本生産性本部が2012年10月～11月にかけて実施した「第13回日本的雇用・人事の変容に関する調査」によると、年齢や勤続年数に応じた定昇がある賃金カーブの設計となっている企業は過半数（55.2%）を占めているものの、「定期昇給はない」という企業も約4割（39.6%）となったことがわかりました。

定昇制度の導入率を過去の調査と比較すると、2000年が87.3%、2004年が62.2%となっており、徐々に導入率は低下しています。

### ◆定昇を導入している企業の約半数が見直しを検討

定昇制度がある企業での今後の定昇制度の取扱いについては、「現状のまま」が42.4%となった一方で、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が25.9%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないが、もう少し早めの年齢で止めたい」が21.2%となり、合計で47.1%は見直しを考えていることがわかりました。

企業規模が5,000人以上になると「現状のまま」という企業は12.5%まで減少し、「定期昇給によって上がる水準を抑制したい」が37.5%、「一定年齢までは定昇はやむを得ないがもう少し早めの年齢で止めたい」が25.0%で、合計62.5%となり、さらにその傾向が強まっていることがわかります。

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503

e-mail：info@e-606.net

### ◆年齢・勤続給を導入する企業は減少

基本給に採り入れられている賃金体系を見ると、管理職層では、役割や職責あるいは職務の価値を反映させる「役割・職務給」の導入率が79.2%と高く、職務遂行能力の高さを反映させる「職能給」の導入率については、やや下がって65.6%となっています。また、年齢や勤続年数を反映させる「年齢・勤続給」については、22.7%となっています。

非管理職層についても同様の傾向がみられますが、どちらに関しても言えることは、「年齢・勤続給」は、調査開始から下がり続けているということです。

4月からの「改正高年齢者雇用安定法」の施行による65歳までの雇用義務化に伴い、再雇用者の賃金の賃金水準を引き下げること検討する企業が増えることも予想され、賃金をめぐる動きはますます目まぐるしくなりそうです。

## □■ 最近の動き □■□■□■□■□■

●解雇条件見直しへ 金銭解決の導入を検討（2月15日）

政府の規制改革会議は規制改革の主な検討課題を明らかにし、正社員の解雇をめぐる、どのような条件なら合理性があると認めるかの基準を明確化するよう提起した。解雇権の濫用として無効判決が出た場合に、職場復帰の代わりに労使が金銭で労働契約を終了したとみなす解決策の導入も検討する。6月にまとめる成長戦略に反映する。

●大学生の内定者26%が将来転職も視野に（2月14日）

全国大学生生活協同組合連合会が行った「学生生活実態調査」によると、就職活動で内定を得た学生の26.7%が、将来転職や中途退職を考えていることがわかった。終身雇用や年功序列制度が崩壊し、学生側も自分の就職先を冷静に捉えていることが浮き彫りとなった。

●2012年の非正規労働者が過去最高を更新（2月20日）

総務省が2012年平均（速報）の労働力調査詳細集計を発表し、雇用者に占める非正規労働者（派遣やパートなど）の割合が35.2%（前年比0.1ポイント上昇）となり、3年連続で過去最高を更新したことがわかった。実数としてみると、前年より2万人増えて1,813万人（前年比2万人増）で最高となったが、正規労働者は、3,340万（同12万人減）となった。

## 3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

11日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

○個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用の物> [税務署]

○個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]

○所得税の確定申告期限 [税務署]

○確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]

4月1日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

## 当事務所より一言

賃金制度の動きが大きくなってきているようです。これからの時代は、定昇・勤続給といった「人」に対するものから、役割給・職務給といった「仕事」への給与へと変わっていくでしょう。

当事務所でもお問い合わせを多くいただいておりますが、やはり中小規模の会社が大企業のサンプルを使っても、上手くいかないのが現実です。会社の実態や展望に伴う制度を構築し、運用していく事が肝要であるといえます。